

雜報

○長計ヲ談ルナキ賦及其治安ヲ書スルナキ賦
 我輩後日ヲ想像シテ疑懼セザルヲ得ザルナリ買取日
 大國之王、幼弱未壯、漢之成世傳相、方握其事、數年
 之後、去無君冠、血氣方剛、漢之傳相以病而罷、皆是之
 類、我輩安能免不、是レ買取ガ治安策中ノ一節
 ○七國ノ王、當朝實幼弱、其傳相事ヲ握ル
 ○七國ノ後、ハ世代ノ變テ生シテ漢ヨリ置ク所
 ○七國ノ後、ハ世代ノ變テ生シテ漢ヨリ置ク所
 ○七國ノ後、ハ世代ノ變テ生シテ漢ヨリ置ク所

○奉呈圖書保存 維新以來各國より公使隨事の賣り
 して我 天皇へ捧呈せし圖書ハ目下五十餘通に及び
 しを以て今般石書類永々保存の義を仰出されり
 ○印書々校若々 勸賞欄内にある如く有栖川左大臣
 兼議定官陸軍大將二品大勳位親王より去る廿日露西
 亞國、埃地利國、荷蘭國、獨逸國、白耳義國、西班牙國、
 并ふモンテネグロ國の帝王若くハ大統帥等より贈與
 ありし勳章を受領し及佩用することを允許され給へ
 り是等とを其真正の印書々校若々とも申すべけれ
 ○洋行日記 豫て有栖川宮々 聖上へ奏上せられし
 歐洲各國洋行日記は政治上要用の廢るを以て今般
 印刷付し各大臣參議へも一部宛下付せらるる旨傳
 大寺官内卿を以て仰渡されり
 ○蜂須賀公使 佛國駐劄蜂須賀公使は念本日午前
 六時二十分新橋發車にて横濱へ至り夫より同港
 出帆の佛國郵船「サンヤン」號へ乗組され同國へ向け解
 纜せらるるよし右よ付き過日同君が留別會お招待せ
 らるる旨傳の方々及び在東京舊藩十等の舊藩藩停車
 場まで見立として出張せらるるよし
 ○内閣會議 今般の高田自由黨員捕縛云々の件よ付
 ての内閣に於ても過日中より屢々總會議をも開かれ
 しが尙一昨日ハ退出後より三條相國の邸へ乘參議々
 集會せられ右よ付高等法院附設等の儀に就て種々協
 議を遂げられしやお洩れ聞ゆ
 ○高等法院 同院にては百事秘密おせられ備案生の
 如くも多の委任以上の官吏と同居の者ヲ採用せらる
 る程にて書面書類等も時々火中お投せる事ありと又
 審問は多く夜中あるを以て同院係の官吏ハ午前九時
 出勤おて午後十一時比からでは退散せられざる由
 ○代理解任 大山陸軍參謀本部長不在中參謀本
 部長の事務と同部長會我中將が代理せられしが大
 山君歸京お付一昨日ハ解任の旨夫々へ通せられたり
 ○檢事長代理 東京控訴裁判所檢事長岡本豊君が
 越後へ出張せられまに付同君不在中は大審院檢事長
 渡邊顯君が代理を兼らるるよし
 ○越後變報 頸城自由黨員の國事犯隠匿罪顯せしよ
 り捕縛されし人名は笠原立太、横山環、小島周次、森
 山信一、加藤真直、風間安太郎、宮澤喜文治、小林龍藏、
 八木原繁社、今村政和、岡崎直中、上田長中、赤井景
 韶、土肥善四郎、桶口亨太、長谷川三郎、古河真市、堀
 川信一郎、鈴木昌司、江村正英の二十名ハ高田新瀨の
 兩警察署おて捕縛され井上平三郎は石川縣金澤おて
 捕縛されり又右の内常置委員お拘留お付委員會議
 長川上金十郎氏より去る廿三日永山縣令へ宛て右に
 請求書お指出されり

○今般警務委員鈴木昌司捕川信一郎國事犯事件
 付拘留相成爲メ下附ノ請案調査上妨礙ヲ來シ不
 都合不少候間右兩名明二十四日ヨリ本會へ出席候
 様御所置相成度此段及請求候也
 然るお縣令には即日釋外を以て「書面所請會規則」
 抵觸候「付却下候事」と指令せられ又同廿三日在監
 の鈴木昌司氏よりは速うお御糾問お相成り度旨又堀
 川江村兩氏よりハ警察官お拘留狀を發するは甚だ不
 當おり治罪法お於て正しく令狀お發するを得ざるの
 明文おれば此の義違ひに御取調お相成りたしと新
 瀨裁判所檢事正木昇之助氏へ願出しお正木檢事にハ
 該件ハ高田支廳檢事より發したる令狀お係りざる
 義なれば當官に於ては更らお關係せず又堀川の不服
 の如きハ十四年九月第四十六號公布お據りて司法書
 察官お令狀を發するは權を有したれを不服の廢不相
 立旨内附ありしとお若説あり
 ○陸軍參謀 陸軍檢閱規則改正案は此程編製の上
 陸軍卿お査閱お相濟みしお付近日太政大臣へ上申の
 等ありといふ○陸軍々醫本部お於てハ諸隊兵士衛生
 上の義お付昨今臨時會議を開かれし由
 ○兼兵實金 一昨日憲兵本部お於て八命救助、出火
 撲消、強盜捕縛等の件よ付有功の人々數十名へ金
 二圓五十錢より同二十五錢迄の賞金を賜はりり之
 該規則發行以來實施の賜ありと云ふ
 ○東京府會 昨日の區部會ハ區部地方稅收入議案の
 二次會を終りて區部外警察廳舎建築修繕費雜入議案
 の三次會を開らる直ち原案お確定し次ハ區史員給
 料減費及廳中諸費の二次會を開られし、雜給の内一
 昨夜二次會おて削除ありたる税金取扱お目お至り
 四十番(沼間君)ハ再び原案お復せんと例の通り永々
 し演説を爲さる三十八番(木寺君)三十六番(渡部
 君)五十九番(山中君)等就とも之を賛成し二十五番
 (柴崎君)六十二番(波多野君)等ハ之を反對して餘程
 の激論おあり四十番の説ハ殆ど應を制せんざる有様
 なりしが決を取るは當り僅か一名の違ひおて遂お二
 次會通りお可決し次の廳費お項ハ議議おく原案お確
 定したり右にて區吏員給料及廳中諸費ハ三次會を終
 り議長(芳野君)は本日議事を開くべきや否を衆議員
 に問ひしに是迄大分議事の捗取れたれとて休會す
 ること、お將さお退散せんとする時四十番(沼間
 君)ハ本日限りおて常置委員の職を辭する旨を告げ
 られたるお大方前の決議お不平を懷ししものあらん
 と思はる

○府會議員 堀江幸兵衛君ハ本縣區の補欠員として
 一昨日選舉されたる由
 ○郡部會 昨日午前十一時ハ府會
 郡會と開き警察費衛生費郡會合修繕
 郡吏員給料并ふ減費諸費郡會費俵
 入豫算等の第二次會を開き何れの件
 入豫算の儘可決おありて午後二時
 ○府縣議會會 各府縣通常會開期と
 る分左の如し
 青森縣 三月二十日 群馬縣 三
 神奈川縣 三月廿八日
 山口縣 三月廿三日(開會日數十八日)
 廿八日(同二十八日)京都府 三月廿五日
 同開會の分左の如し
 ○愛知縣令ハ建議 煙草稅及府縣會
 付き愛知縣令より耳筋ハ建議書を差
 ○熊本縣令の訓示 宮縣令おは縣
 近來寒傷の弊風お流り勤儉其俗
 を深く憂ひたれ去る廿日郡區役所並
 外を以て左の如く訓示せられたり
 轉今開明ノ主旨ハ「徒ニ眼ヲ皮
 次乘修ノ弊風ヲ馴致シ一時米價騰
 昂ナルヲ類ニ或ハ飢餓ヲ招キ擧
 不少之レ畢竟舊習來勤儉ノ良俗堅
 固ニ付今ニ於テ警戒セザルハ
 ノ憂テ來スアラフ抑平時ニ在テ教
 ルノ要務ナルハ論ヲ俟テタル儀ニ
 相忘レサル機各町村ニ於テ紳士故
 訓導ノ節儉ノ方法ヲ協議候機專ラ
 訓示候事
 ○規則改正 赤羽海軍兵務局おてハ
 縮規則及各工場規則改正せらるる、
 長カ右草案を海軍省へ上申せられた
 ○給與共進會 來る明治十七年四月
 日間上野公園地お於て第二回内閣繪
 る、官昨日本政官より布達せらるた
 ○塚原周造君 農商務省管船局長お
 二週間の購暇を得て來月二日比本地
 へ歸省せらるるよし
 ○一時方里 去る二十八日の紙上よ
 て横濱の一人ハ倫敦へ電信お往復
 辨せし由を記せしよの後お主りて
 倫敦までの往返ありし由おれを前
 聞も今と月夜ハ星とありぬ今度の往
 りの返信の僅か一時五十四分ありし
 の事ともあり
 ○最小の鐘 各國鐘價の大小ハ種々
 驚異の旅人がマレー半島おて目撃し
 凡そ世界おて最小ある者おんらんれ